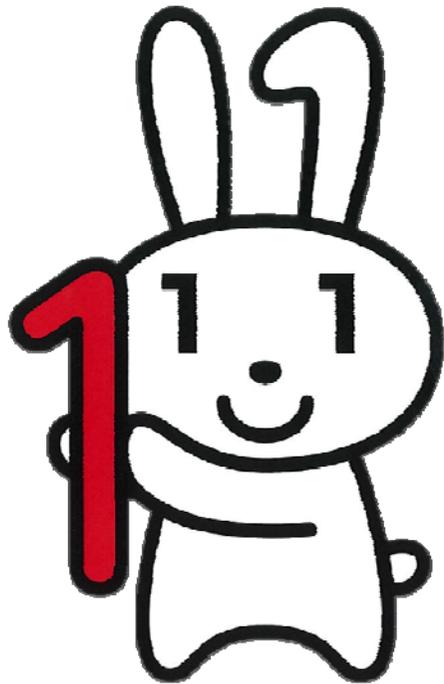


マイナンバー

社会保障・税番号制度



愛称：マイナちゃん

概要資料

平成28年8月版

内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

マイナンバーカード



マイナンバーカードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに！

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。マイナンバーカードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能に！

マイナンバーカードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明書がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



予防接種のお知らせなど個人に合った情報が届きます。

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



将来的には、引っ越しなどの届出がパソコンでまとめて！

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

マイナンバーの利用例

こんな時に、ここで使う! マイナンバーの利用シーン

学生



奨学金の申請時に
貸与元の機関へ



アルバイトを始める
時にバイト先へ

就職



源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続で勤務先へ



税の確定申告などの
時に税務署へ

結婚
子育て



児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や健康保険組合へ



パートを始める時に
パート先へ

退職後
など



福祉や介護の手続で
市区町村へ



資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

他にも、
こんな場面で
マイナンバーを
使います。



雇用保険の失業等給付の
手続でハローワークへ



災害時の支援制度を
利用する時に市区町村へ



生命保険、損害保険、共済の
受取時に保険会社や組合へ



国外送金や国外から受金する
時に銀行や郵便局へ



年金給付の手続に
日本年金機構へ

※日本年金機構のマイナンバー利用開始は延期されています。

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバー(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード(マイナンバーカード)

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- マイナンバーの取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

マイナンバーの利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用(番号法(※)第9条第2項)。

(※) 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

マイナンバー制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな**マイナンバー**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
 - 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み。
- ◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。
- ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



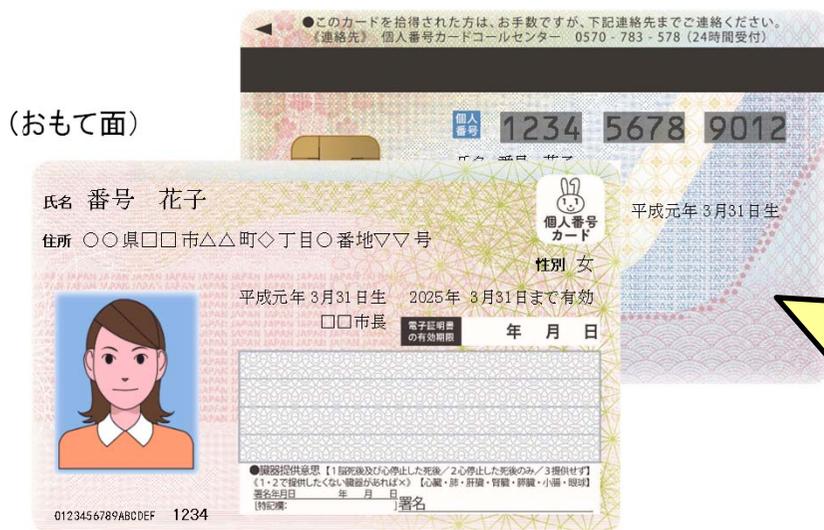
マイナンバーカード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	マイナンバーカード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	 <p>○マイナンバーをうら面に記載 ○顔写真をおもて面に記載</p>	 <p>○マイナンバーを券面に記載 ○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口に2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カード交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)</p> <p>○全市町村が共同で委任。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:無料</p> <p>○有効期限:10年(20歳未満は5年)</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○マイナンバーを確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○マイナンバーカードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等でマイナンバーの提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

マイナンバーカード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(番号法第17条第1項)

(うら面) マイナンバーカードの様式



■ マイナンバーカード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

- ① マイナンバーカードは、**本人確認の措置において利用**する。(番号法第16条)
- ② 市町村の機関は、マイナンバーカードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(番号法第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ マイナンバーカードの所管は、総務省とする。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第36条～第38条）
- ④ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ⑤ 罰則の強化（番号法第51条～第60条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

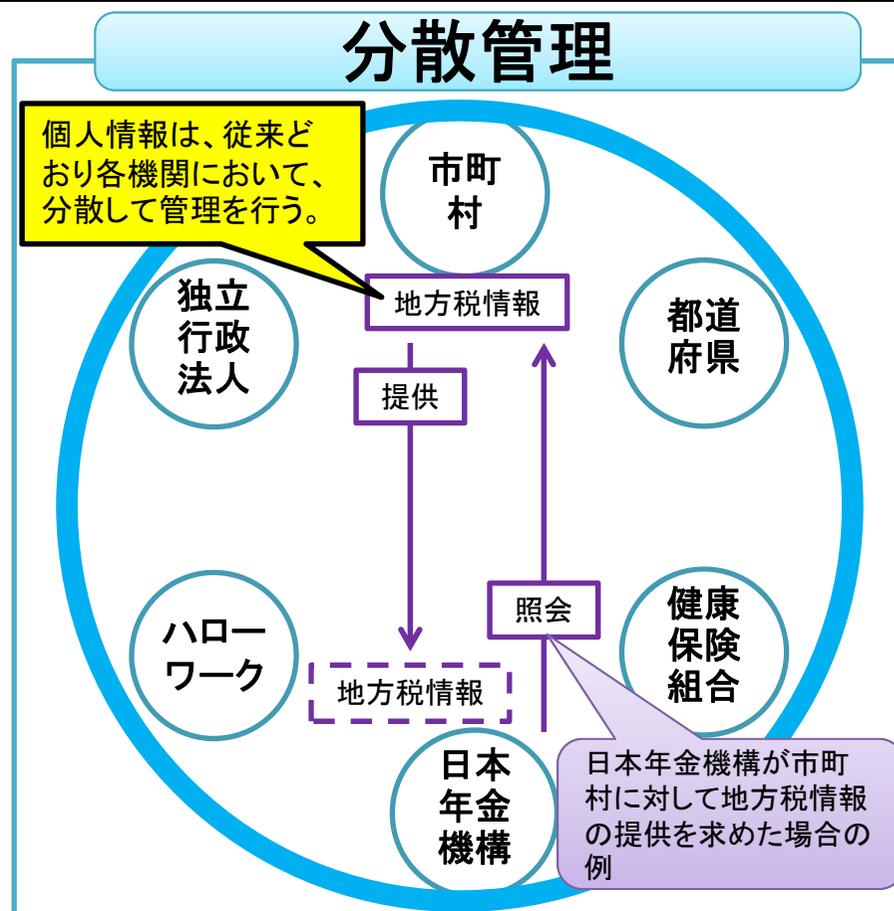
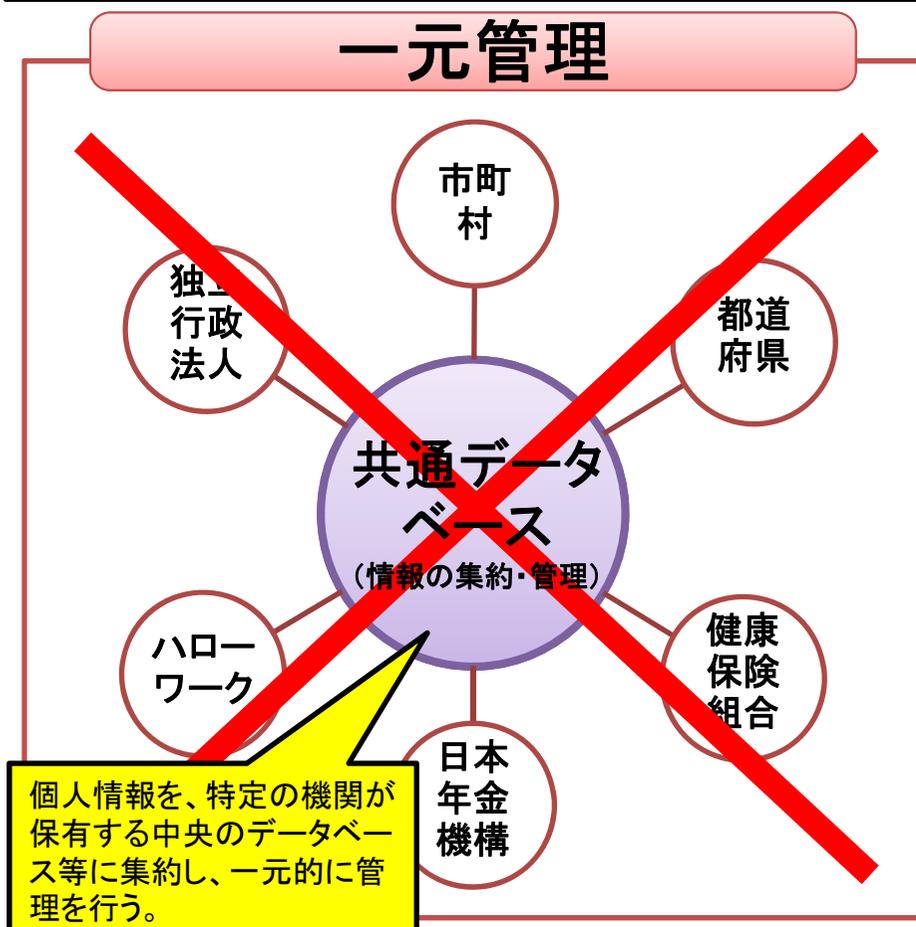
- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



個人情報保護委員会

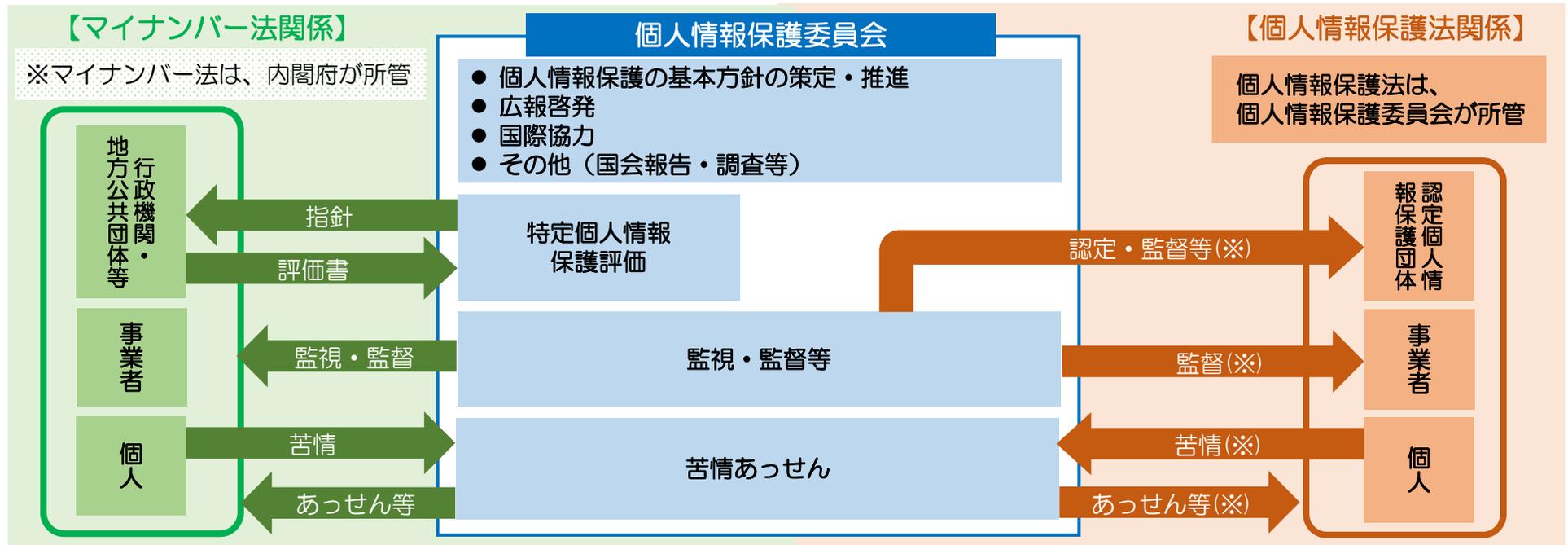
※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）



(※) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布（平成27年9月）から2年以内）から開始。

マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

民間事業者での対応

国民



従業員や
その扶養家族



金融機関の顧客
原稿の執筆者
など

個人番号
1234

マイナンバーの提示

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成

各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**マイナン
バー**を記載し、行政機関
等に提出します。

支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234

氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

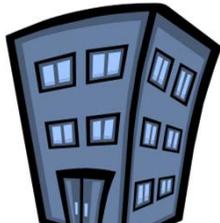
個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。



法人番号の制度概要

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（番号法42①、②）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる者
(※) 具体的には、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
➤ 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない。（個人事業者、民法上の組合等に対しても、法人番号は指定されない。）

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（番号法42①）。

- 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号の生成

- (1) 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。
- (2) それ以外の法人等については、国税庁で独自に法人番号を生成。

4. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（番号法42④）。

(※) 法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が変更されると法務省等から提供される情報を基に、公表サイトの情報を随時更新。

- 法人番号は、広く一般に公表され、マイナンバーと異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

5. 情報の提供

行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる（番号法43②）。

なお、基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供。

(※) 行政機関等に対しては、求めに応じて、公表不同意の人格のない社団等の情報も提供。

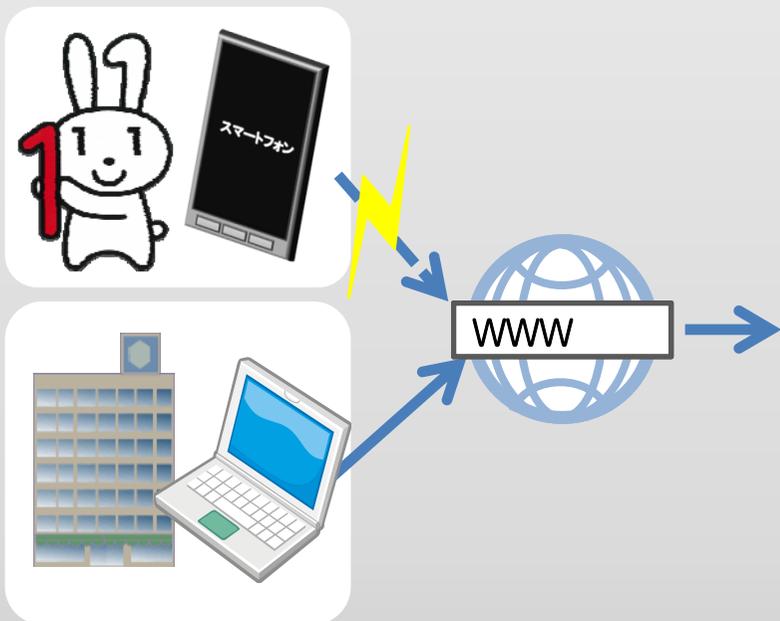
法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、
国税庁HPのトップページの



をクリック。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

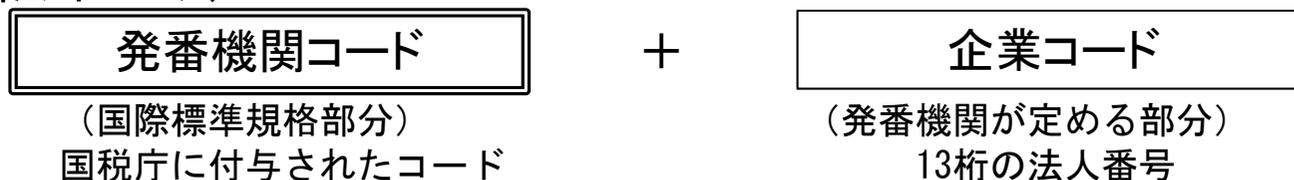
国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・ 企業コードのメンテナンス (商号・所在地等の変更) 負荷の低減
- ・ 企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・ 入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・ 企業間取引 (電子商取引) における企業コードとしての利用
- ・ 電子タグなどの自動認識メディア (非接触技術を用いたICチップ) の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

マイナポータルの主要機能

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能（番号法附則第6条第3項）
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる（番号法附則第6条第4項第1号）
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール（番号法附則第6条第4項第2号）
民間送達サービス	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定
ワンストップサービス	児童手当、保育園等入園などオンライン申請化・ワンストップ化を皮切りに、官民横断的に同時に複数の手続などを申請可能となるサービスを構築することを予定
公金決済ワンストップサービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済を可能とするサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定

平成29年より順次サービス開始予定

マイナポータルで実現すること

ご利用には・・・

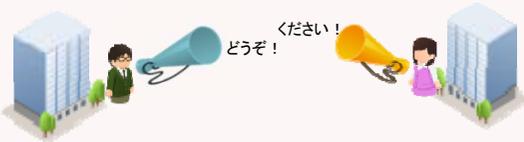
公的個人認証サービスを利用してログインするため、マイナンバーカードとカードリーダーが必要です。



利用者 マイナンバーカード カードリーダー パソコン

情報提供等記録表示(やりとり履歴)

情報提供ネットワークシステムを通じて行政機関間で行われた情報のやり取りの記録を住民自らチェックできます。

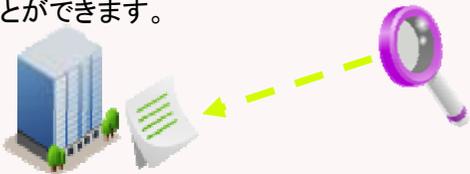


A市役所

B市役所

自己情報表示(あなたの情報)

中間サーバーに格納した特定個人情報を住民自ら表示し、確認できます。また、表示した情報を自分のパソコン等にダウンロードすることができます。



市役所



ワンストップサービス

ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等に遺漏がないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。
(まずは子育てサービスから開始する予定です！)



お知らせ

行政機関の他、民間事業者から送達サービスを利用して各種書類を電子的に受け取ることができます。



税金や社会保険料など、公金の決済をネットバンキングやクレジットカード決済を利用し納付することができます。



利用可能端末

順次、スマートフォン、タブレット、TV、コンビニ端末等から利用できるよう検討中です。



スマートフォン

タブレット

TV

コンビニ端末

公共機関

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

母子健康情報・おしらせ

- ✓ 母子健康情報をいつでもどこでも閲覧
- ✓ 電子私書箱あてに自治体からの予防接種のおしらせ通知により、受診漏れ防止



行政サービスの利便性向上

- コンビニ交付サービスの基盤について、地方公共団体の窓口など他の場面で活用



ワンストップサービス

- 年金支給の生存確認をケーブルテレビから簡便に実施（現況届）
- 保育所の利用申請手続（雇用証明書取得を含む）を在宅から実施



地域経済を応援

- ✓ マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能。
- ✓ 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街等で活用



インターネットバンキング

- インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



チケットレスサービス

- コンサート会場への入場時にマイナンバーカードを使ってスムーズに入場



災害時の避難指示・見守り

- ✓ 迅速な個人への避難の呼びかけ
- ✓ 健康状況を確認、遠隔サポート



避難所での適切な住民支援

- ✓ 迅速な避難状況の把握により、避難状況にあわせた支援物資の準備

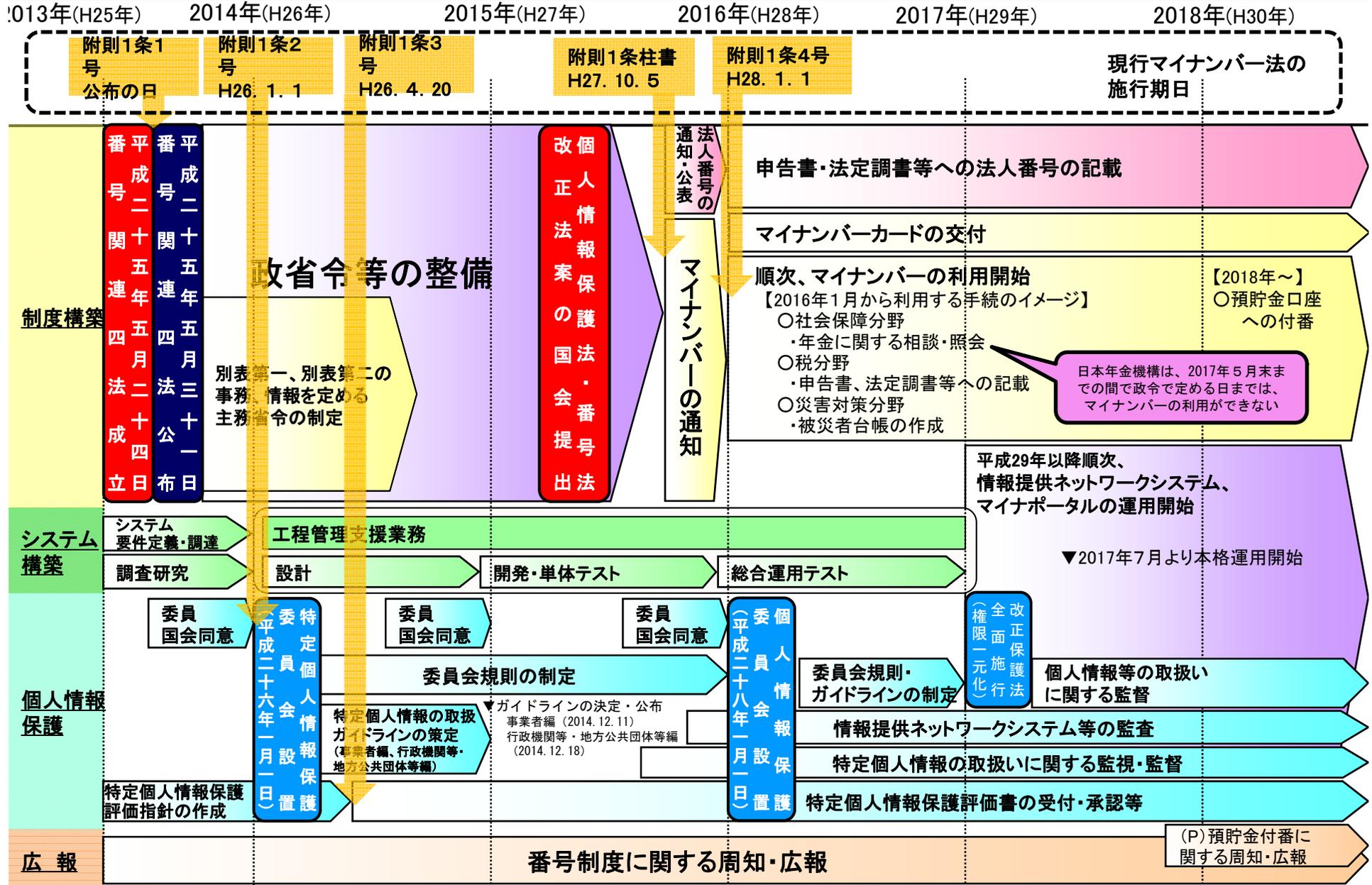


官民様々なサービス基盤との連携

住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の法改正によるもの

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年
(H27年)

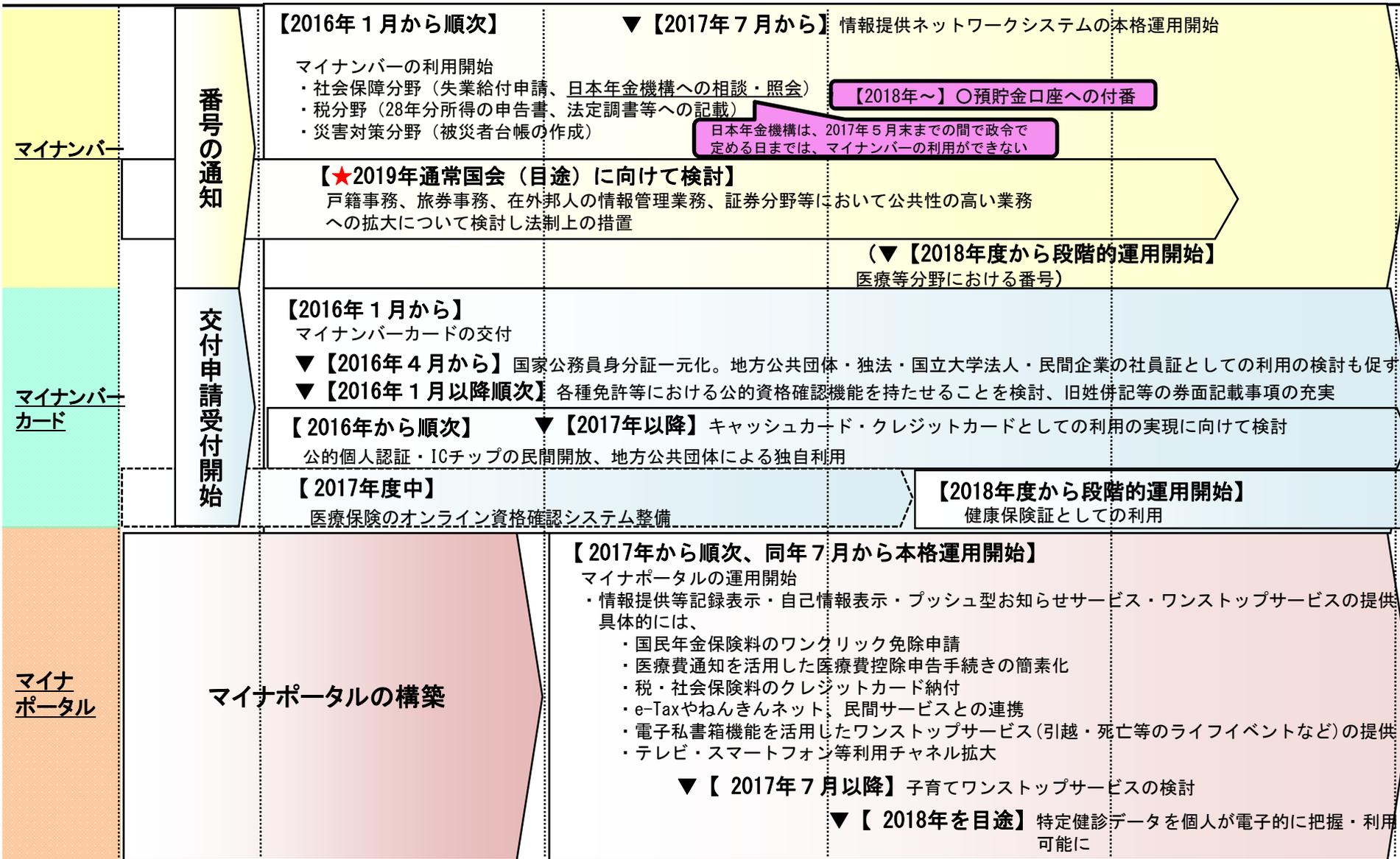
2016年
(H28年)
(10月)

2017年
(H29年)

2018年
(H30年)

2019年
(H31年)

2020年
(H32年)



主要諸国の番号制度

	 ドイツ	 イギリス	 アメリカ	 スウェーデン	 オーストリア	 フランス	 デンマーク	 韓国
制度の名称	納税者番号制度	国民保険番号	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の番号	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与
身分証明書 (カード等)	e IDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	国民保険番号カード ※国民IDカード (2006年に導入された が、生体認証情報を含 む個人情報の一元管理 による人権侵害を危惧 されたため、2010年に 廃止)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を充たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)
利用範囲	税務	税務、社会保険、年金 等	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務など、 計26の業務分野で情報 連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税務など

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したものとして、納税者番号制度を記載。